㈢　架設工法が移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。）、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。）のいずれかによる工事。

㈣　上記㈠から㈢までは同一工事の施工実績を有すること。

「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事」及び「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事」の施工実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(h)　本工事に異工種ＪＶ又は経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(i)　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(j)　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(k)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

(l)　入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４(2)(b)に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

(m)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2)　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

なお、専任期間は担当する橋梁下部工事又は橋梁上部工事のそれぞれの施工期間に現地に専任で配置できること。

(a)　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b)　単体有資格業者及び経常ＪＶの配置予定技術者においては、平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㈠から㈣までの要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種ＪＶ等の乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験に限る。）。

㈠　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㈡　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ（ＰＲＣを含む。）橋で、かつ、最大支間長が25m以上の工事。

㈢　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が30m以上の工事。

㈣　上記㈠及び㈡は同一工事の経験を有し、㈢は同一工事でなくてもよいが、すべての要件を満たす経験を有すること。

ただし、下記１）及び２）の項目ごとに配置する場合は、平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了したそれぞれに掲げる要件を満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種ＪＶ等の乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験に限る。）。

１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記(2)(b)㈢の要件を満たす工事の経験を有する者であること。

２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記(2)(b)㈠及び㈡の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（上記(2)(b)㈠及び㈡は、同一工事の経験を有する者であること。）

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社の配置予定技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できること。

工事の経験が、国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(c)　異工種ＪＶの配置予定技術者は、平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）及び２）の要件を満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種ＪＶ等の乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験に限る。）。

１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、下記㈠の要件を満たす工事の経験を有する者であること。

㈠　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が30m以上の工事。

２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、下記㈠から㈢までの要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること。

㈠　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㈡　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ（ＰＲＣを含む。）橋で、かつ、最大支間長が25m以上の工事。

㈢　上記㈠及び㈡は、同一工事の経験を有するものであること。

工事の経験が、国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(d)　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(e)　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

３　総合評価に関する事項

(1)　入札に関する事項

(a)　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

㈠　ＰＣ連続ラーメン箱桁橋のＰＣ上部工（上・下部工接続部を含む。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果

㈡　鉄筋コンクリート橋脚・橋台（深礎杭を除く。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果

(b)　「施工体制」についての評価項目は以下のとおりである。

㈠　施工体制確保の確実性

㈡　品質確保の実効性

(c)　総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記(2)によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案の評価による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㈠　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㈡　上記(a)及び(b)の内容が適正であること。

㈢　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(2)　提案について

(a)　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「ＰＣ連続ラーメン箱桁橋のＰＣ上部工（上・下部工接続部を含む。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果」及び「鉄筋コンクリート橋脚・橋台（深礎杭を除く。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果」についての評価の配点は、それぞれ20：10とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。